

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

こども青少年局保育・教育運営課長

遊具の安全確保について

常日頃より、横浜市の保育・教育行政にご協力いただきありがとうございます。

標記の件について、文部科学省から通知がありました。別添の通知をご確認いただき、以下の点などに気を付けながら、類似の遊具について適切な安全点検を行うなど、安全確保に努めるようお願いいたします。

<確認のポイント>

- ・遊具の使用方法や配置場所の環境などを把握し、事故につながる危険性を予見する観点をもって安全点検を行う
- ・変状及び異常が発見された場合は、遊具の使用中止のほか、適切な措置を行う
 - …園庭などの場合：施設として修繕や撤去などを行う
 - …横浜市が管理する公園などの場合：土木事務所などの管理者へ通報する
- ・子どもの服装についても事故につながりかねない服装ではないか確認する

<添付資料>

- ・学校に設置している遊具の安全確保について(令和2年11月4日付 文部科学省事務連絡)

※本通知及び上記参考資料等については、「横浜市から施設・事業者のみなさまへ」の通知欄にも掲載しています。

横浜市 HP トップページ→事業者向け情報→分野別メニューの「子育て」

→子ども子育て支援新制度移行案内について→横浜市から施設・事業者のみなさまへ

横浜市 City of Yokohama

暮らし・総合 戸籍・住民票などの手続き

観光・イベント 文化・芸術・スポーツなど

事業者向け情報 入札情報、産業振興など

市の情報・計画 市の施策・取組

入札・契約 | 中小企業支援 | 経済・産業振興 | 雇用・就業促進 | 共創の取組 | 国際交流・協力 | 分野別メニュー

トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 子育て > 子ども・子育て支援新制度への移行案内

子ども・子育て支援新制度への移行案内

印刷する

- 事業者向け就業先で給付対象施設 事業者向け
- 横浜市から施設・事業者のみなさまへのお知らせ
- 事業者の皆さまへ
- 事業所内保育を運営している事業者の方へ

お知らせの 11 月 25 日欄にリンクがあります。

担当 保育・教育運営課 運営指導係

電話 045-671-3564 FAX 045-664-5479